

令和7年度（2025年度）
伊万里港東南アジア・台湾輸出入コンテナ
助成金交付要綱

佐賀県伊万里港振興会

（趣旨）

第1条 佐賀県伊万里港振興会会長（以下「会長」という。）は、伊万里港国際コンテナターミナル（以下「伊万里港」という。）を利用する荷主に対し、予算の範囲内において助成金を交付することとし、その助成金については、この要綱の定めるところによる。

（助成対象者）

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす荷主とする。

- (1) 国内に事業所を有し、助成金の交付の申請時点において原則として1年以上事業活動を継続している事業者※1であること。
- (2) 助成対象期間内に、伊万里港と東南アジア※2・台湾及び中国華南地区※3（以下、「対象地域」という。）との間※4で、新規※5又は前年度の実績を超えて※6輸出又は輸入する国際コンテナ貨物（小口混載貨物及び空コンテナを除く。）があること。
- 2 前項に規定する事業者のうち、貨物利用運送事業者を介して輸出入を行っている場合には、実質上の輸出入者を助成対象者とする。
- 3 第1項に規定する事業者の合意があれば、第1項の以外の者も助成対象者になることができるものとする。

※1 船会社が発行する船荷証券(B/L)に、荷送人(Shipper)又は荷受人(Consignee)として記載されている事業者。船荷証券に荷主として記載されていない場合でも、ハウスB/L等で実荷主であることが確認できれば助成対象とする。

※2 東南アジアとはインドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア及びミャンマーとする。

※3 中国華南地区とは、福建省、海南省、広東省、広西チワン族自治区、香港及び

マカオをいう。

※4 船荷証券(B/L)上の揚荷港／最終船卸港(Port of Discharge)又は船積港／最初船積港(Port of Loading)を判断の基準とする。但し、国際フィーダー航路を経由して対象地域と輸出又は輸入する場合は、船荷証券(B/L)上の荷渡地(Place of Delivery)又は受取地(Place of Receipt)が伊万里港になっているものとする。

※5 「新規」とは、前年度に対象地域との間で輸出又は輸入実績が無く、助成対象期間に対象地域と輸出又は輸入する国際コンテナ貨物のこととする。

※6 「前年度」とは、前年度において下記助成対象期間に対応する期間とする。また、前年度実績との比較は、対象地域全体の取扱量（輸出入の合計）を基に行う。ただし、中国華南地区については別に取り扱うこととし、同地区の取扱量を基に比較して別個に助成金を交付する。

(助成対象期間)

第3条 助成対象期間は、令和7年3月1日から令和8年2月28日までとする。なお、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合はこの限りでない。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、新規又は前年度のコンテナ取扱量と比較して増加したコンテナにつき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 国際フィーダー航路経由以外のコンテナ 1TEU当たり20,000円
(リーファーコンテナについては、1TEU当たり25,000円)
- (2) 国際フィーダー航路経由のコンテナ 1TEU当たり22,000円
(リーファーコンテナについては、1TEU当たり27,000円)

2 1企業当たりの助成金額の上限は設けないものとし。予算の範囲内で助成することとする。

3 助成対象期間内に複数の交付申請があったため、交付すべき額が予算額を超えることとなる助成対象月は、それぞれに交付すべき額により予算残額を案分して交付するものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象期間内の1か月分を1申請とし、原則として助成対象月の翌月15日までに、伊万里港東南アジア・台湾輸出入コンテナ助成金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の申請書を受理した場合において、内容を審査した結果、要件を満たしていると認めるときは、当該申請者に伊万里港東南アジア・台湾輸出入コンテナ助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに伊万里港東南アジア・台湾輸出入コンテナ助成金交付請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を確認し、令和8年3月31日までに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第8条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月9日から施行し、令和7年度分の助成金から適用する。